

(4) 制度改正に伴い都道府県及び市町村において準備が必要な事項について

① 介護保険関係システムの変更について

介護保険関係システムにおいて、改正内容を反映させるためのシステム改修を実施し、改正後の制度運営を適正、かつ円滑に実施する必要がある。

介護保険制度においては事務の効率化を図るため、国が様式や事務フローを提示した上で、指定を受けた事業者の台帳管理、認定を受けた受給者の台帳管理、介護報酬の審査支払業務等の事務の電子化が図られていることから、改正内容の詳細については、政省令の検討状況や審議等に応じて可能な限り早期にお示しするので、都道府県及び市町村においては、契約しているシステム改修業者とご調整いただき、各々の施行時期までに確実にシステムが改修されるようお願いしたい。

各都道府県においては、システム改修に要する予算額並びに補助金の交付等について、管内市町村等へ周知を図るとともに、改正内容の適正、かつ円滑な実施に向けて特段のご配慮をお願いしたい。

② 都道府県及び市町村（保険者）においてシステム改修の必要な主な制度改正事項について

平成 26 年度及び平成 27 年度の都道府県及び市町村（保険者）においてシステム改修の必要な主な制度改正事項は以下のとおり。

ア 一定以上所得者の利用者負担の見直し（1割から2割）及び高額介護サービス費の見直し【平成 27 年 8 月施行】

イ 介護予防・日常生活支援総合事業の実施及び予防給付（予防訪問介護及び予防通所介護）の見直し【平成 27 年 4 月施行。ただし、市町村は平成 29 年 4 月までに実施】

ウ 特養への新規入所者を原則として要介護度 3 以上の要介護者に限定【平成 27 年 4 月施行】

エ 低所得者に対する公費による介護保険料軽減の強化【平成 27 年 4 月施行】

オ 有料老人ホームであるサービス付き高齢者向け住宅への住所地特例の適用【平成 27 年 4 月施行】

カ 特定入所者介護（予防）サービス費の支給に当たっての勘案要素として資産の追加【平成 27 年 8 月施行】

キ 介護報酬改定【平成 27 年 4 月施行】

《都道府県システム》については、

都道府県が指定、台帳管理を行う事業者情報等の管理システム（都道府県システム）と国保連合会が実施する介護給付費の審査・支払業務システム（国保連システム）間における事業者情報等のデータの授受（インターフェース）に関するシステム改修が必要となる。

上記の主な制度改正事項のうち、平成 26 年度の都道府県システムにおいて該当する制度改正事項は以下の項目を予定している。

イ 介護予防・日常生活支援総合事業の実施及び予防給付（予防訪問介護及び予防通所介護）の見直し【平成 27 年 4 月施行。ただし、市町村は平成 29 年 4 月までに実施】

《市町村（保険者）システム》については、

市町村が認定、台帳管理を行う受給者情報等の管理システム（市町村システム）と国保連システム間における受給者情報等のデータの授受（インターフェース）に関するシステム改修が必要となる。

上記の主な制度改正事項のうち、平成 26 年度の市町村システムにおいて該当する制度改正事項は以下の項目を予定している。

ア 一定以上所得者の利用者負担の見直し（1割から2割）及び高額介護サービス費の見直し【平成 27 年 8 月施行】

イ 介護予防・日常生活支援総合事業の実施及び予防給付（予防訪問介護及び予防通所介護）の見直し【平成 27 年 4 月施行。ただし、市町村は平成 29 年 4 月までに実施】

ウ 特養への新規入所者を原則として要介護度 3 以上の要介護者に限定【平成 27 年 4 月施行】

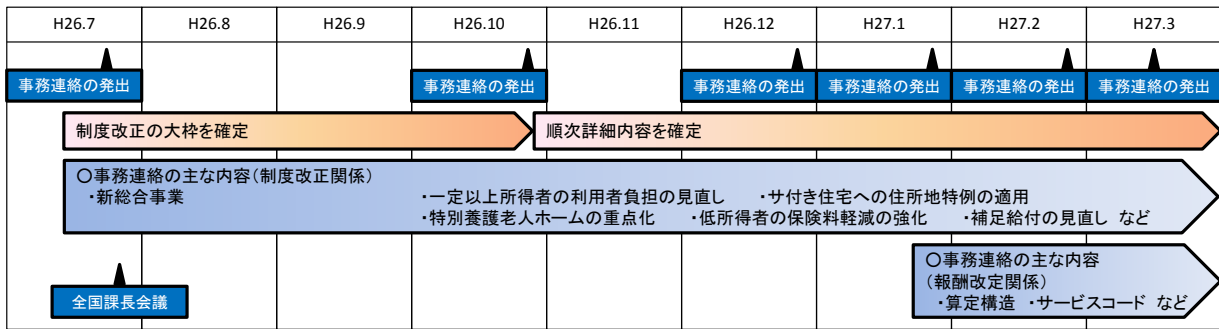
エ 低所得者に対する公費による介護保険料軽減の強化【平成 27 年 4 月施行】

オ 有料老人ホームであるサービス付き高齢者向け住宅への住所地特例の適用【平成 27 年 4 月施行】

※ 平成 27 年度までに予算措置の必要な主な項目としては、上記アからキとなるが、このうち、予算上は、先行して予算措置の必要な主な項目として、アからオまでを平成 26 年度に措置し、ア、イの必要残額及びカ、キを平成 27 年度に予算要求する予定となっている。

しかしながら、平成 27 年度制度改正において、システム改修の漏れ等が生じることのないように事前に関係者と充分調整していただきたい。

平成27年4月の介護制度改正・介護報酬改定に向けたインターフェース仕様書の変更に関する事務連絡の発出予定について



(注)当該スケジュールの作成時点で想定される事務連絡の発出時期等を記載しており、今後の状況により大きく変動する。

【参考】

平成24年4月の介護制度改正・介護報酬改定に向けたインターフェース仕様書の変更に関する事務連絡の発出状況について

日付	インターフェース仕様書の変更に関する事務連絡の件名
平成23年 7月27日	介護保険事務処理システム変更に係る参考資料の送付について(事務連絡)
平成23年 9月30日	介護保険事務処理システム変更に係る参考資料の送付について(その2)(事務連絡)
平成23年10月31日	介護保険事務処理システム変更に係る参考資料の送付について(その3)(事務連絡)
平成24年 1月31日	介護保険事務処理システム変更に係る参考資料の送付について(その4)(事務連絡)
平成24年 2月23日	介護保険事務処理システム変更に係る参考資料の送付について(その5)(事務連絡)
平成24年 3月16日	介護保険事務処理システム変更に係る参考資料の送付について(確定版)(事務連絡)
平成24年 3月26日	介護保険事務処理システム変更に係る参考資料の送付について(確定版の一部修正)(事務連絡)

③ システム改修経費の国庫補助額について

【配分の目安について】

平成27年度介護保険制度改正等に伴い都道府県及び市町村等(保険者)が行う介護保険審査支払等システムの改修経費については、国として一部補助を行うべく、平成26年度においても必要な予算の確保を図ったところである。

国の補助額については、国の予算額を勘案して、都道府県、市町村の規模により概ね次の額を目安として考えている。

なお、最終的な補助額については、別途、内示額をお示しする予定であり、当該目安で示されている補助額については、変更があり得るので、あらかじめご了承願いたい。

《都道府県システムの改修経費》

1 都道府県当たり、事業費ベースで40万円(国庫補助ベースで20万円)を基本として配分する。

《市町村(保険者)システムの改修経費》

1 市町村等(保険者)当たりの配分額は、以下のとおりとする。

ア 市町村

事業費ベースで288万円（定額分）に、第1号被保険者数等を勘案し、1被保険者あたり単価を乗じた額を加えたものを補助額とする。

○市町村システムの改修経費における補助額の目安

市町村等の規模の区分	単 価	国の補助額の目安
1号被保険者が150,000人程度の市町村	6円	2,340千円
” 80,000人 ”	6円	1,920千円
” 30,000人 ”	7円	1,650千円
” 10,000人 ”	7円	1,510千円
” 5,000人 ”	7円	1,470千円
” 1,000人 ”	7円	1,440千円

国の補助割合は1/2として計算

(計算式)

(定額)

$$\text{補助額} = 144 \text{万円} + (\text{第1号被保険者数} \times 1 \text{被保険者あたり単価} (\ast))$$

※ 使用単価

- ・ 第1号被保険者数80,000人以上 . . . 6円
- ・ 第1号被保険者数80,000人未満 . . . 7円

イ 広域連合・一部事務組合等

広域連合・一部事務組合等については、構成市町村との連携部分等に関してもシステム改修を行う必要があることから、アで算定した補助額に各広域連合・一部事務組合等の構成市町村数に応じて補助額を加算する。

(計算式)

(定額)

$$\text{補助額} = 144 \text{万円} + (\text{第1号被保険者数} \times 1 \text{被保険者あたり単価} (\ast)) \\ + (52 \text{万円} \times \text{広域連合・一部事務組合等の構成市町村数})$$

※ 使用単価

- ・ 第1号被保険者数80,000人以上 . . . 6円
- ・ 第1号被保険者数80,000人未満 . . . 7円

ウ 指定都市・中核市

指定都市・中核市については、大都市特例の施行に伴う事業所指定事務等の権限移譲にかかる部分等についてもシステム改修を行う必要があることから、アで算定した補助額に事業費ベースで324万円を補助額に加算する。

(計算式)

(定額)

$$\text{補助額} = 144 \text{万円} + (\text{第1号被保険者数} \times 1 \text{被保険者あたり単価} (\ast)) \\ \underline{\underline{+ 162 \text{万円}}}$$

※ 使用単価

- ・ 第1号被保険者数80,000人以上 . . . 6円
- ・ 第1号被保険者数80,000人未満 . . . 7円

【交付方法について】

補助金の交付については、都道府県とりまとめのうえ、市町村（保険者）からの申請に基づき交付するものとし、申請の対象、申請手続き等については、後日、お知らせする。

なお、国庫補助額は事業費の1/2となり、実際のシステム改修に要する事業費が上記の額より低い場合はその額となるのでご留意願いたい。